

別添 14

組織変更後連合会（都道府県農業協同組合中央会）検査実施要領

（制定 令和3年9月2日）

(参考)

目 次

	頁
第1 目的 .....	1
第2 主要着眼事項 .....	1
1 現物検査 .....	1
2 本検査 .....	2
(1) 体制 .....	2
ア 会員 .....	2
イ 総会 .....	2
ウ 代表理事及び理事 .....	2
エ 理事会 .....	2
オ 監事 .....	3
カ 労務管理 .....	3
キ 組織機構 .....	3
ク 定款、諸規程等 .....	3
(2) 事業 .....	4
ア 共通事項 .....	4
イ 会員の組織に関する相談対応 .....	4
ウ 会員の事業に関する相談対応 .....	4
エ 会員の経営に関する相談対応 .....	5
オ イからエまでの事業に付随する教育及び情報の提供 .....	5
カ 会員の求めに応じた監査 .....	5
キ 会員の意見を代表すること .....	5
ク 会員相互間の総合調整 .....	5
ケ その他上記以外に中央会が行っている付帯事業 .....	5
(3) 予算執行及び決算処理等 .....	5
ア 一般的事項 .....	5
イ 予算 .....	6
ウ 決算 .....	6

エ 経費の賦課及び徴収の方法 .....	6
----------------------	---

(別添) 検査提出資料様式例

## 組織変更後連合会（都道府県農業協同組合中央会）検査実施要領案

### 第1 目的

この要領は、農業協同組合法（昭和22年法律第132号。以下「法」という。）第94条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、都道府県農業協同組合中央会（組織変更後連合会）（以下「中央会」という。）に対して実施する検査について、中央会の会員（農業協同組合及び農業協同組合連合会）の健全な発達に貢献することを目的としている特質等を踏まえ、検査の視点、具体的な検査の方法及び方法を定めることを目的とする。

なお、この要領は、同条第4項の規定に基づく検査に適用することを基本として作成したものであるが、同条第1項又は第2項の規定に基づく検査についても、該当項目を活用することにより円滑な実施が図られるよう措置するものである。

また、この要領は、検査官が中央会を検査する際に用いる手引書として位置付けられるものであり、その適用に当たっては、法令又は規定等で定められた事項を除き、中央会の規模や特性を十分踏まえ、機械的又は画一的な運用に陥らないよう配慮する必要がある。

### 第2 主要着眼事項

中央会に対する検査において、特に着目すべき事項及び点検すべき事項は次のとおりである。

なお、中央会の業務に係る課題、問題点等の検証に当たっては、信用農業協同組合連合会、経済農業協同組合連合会等に対する検査、都道府県との密接な連携等を通じて得た各種の情報を活用することが重要である。

#### 1 現物検査

勘定科目ごとに検査基準日の帳簿残高と現物を突合し、財産の実在性を検証する。

(1) 現物検査は、原則として本所及び支所について行う。また、必要により同時着手に配慮するものとする。

#### (2) 実施項目

- ① 各勘定科目（資産・負債）の残高照合及び取扱いの適否
- ② 固定資産に係る権利証等の保管及び整理状況の適否
- ③ その他資産等の内容の適否
- ④ その他負債の内容の適否

- ⑤ 有価物、未使用重要用紙等貯蔵品の在高照合並びに管理及び保管状況の適否
- ⑥ 公印、役席印（認定公印）の管理及び保管状況の適否
- ⑦ 金庫の保安及び開閉管理の適否

## 2 本検査

### (1) 体制

中央会の業務執行体制の下、会員の経営に関する相談、監査等の各事業を適正かつ的確に遂行できる体制が整備及び確立されているか次の事項を検証する。

#### ア 会員

- ① 会員名簿の必要事項の記載等の適否及び整備状況
- ② 准会員の資格の適否
- ③ 加入脱退の手続の適否
- ④ 会員名簿備置き（電磁的記録による保存を含む。）義務の遵守状況（法第 27 条）

#### イ 総会

- ① 招集手続及び会議の目的事項の適法性
- ② 出席状況の適否
- ③ 書面議決権の行使、代理人の資格、代理権を証する書面の内容等総会成立要件及び決議の適法性
- ④ 議事の審議及び運営の適法性
- ⑤ 議事録の作成及び備置きの適否
- ⑥ 代議員の選挙手続の適否

#### ウ 代表理事及び理事

- ① 選任又は解任手続の適否
- ② 責任体制及び業務執行状況の適否
- ③ 職務の忠実履行状況及びその適否
- ④ 兼職・兼業禁止（法第 30 条の 5）の適法性

#### エ 理事会

- ① 招集手続及び成立要件の適否
- ② 開催日数及び出席状況の適否
- ③ 決議事項及び報告事項の妥当性

- ④ 討議状況及び決議内容の適否
- ⑤ 決議方法の適否
- ⑥ 議事録における役員の賛否の明確性及びその整備状況の適否

#### オ 監事

- ① 選任又は解任手続の適否
- ② 法定権限の履行状況及びその適否
- ③ 監査規程の適法性、監査報告書及び監査調書の記載内容の適否
- ④ 職務の忠実履行状況及びその適否
- ⑤ 監査計画の妥当性及びその実施の的確性
- ⑥ 監査指摘事項に係る改善状況の確認等事後処理の適否
- ⑦ 兼職・兼業禁止（法第 30 条の 5）の適法性

#### カ 労務管理

- ① 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）等労働関係法令、就業規則等の遵守状況及びその適否
- ② 職員の勤務状況の適否
- ③ 新規採用の合法性、合理性及び公平性
- ④ 事業規模に対する職員構成の適否
- ⑤ 人事異動の適切性
- ⑥ 教育訓練の実施状況及びその内容の適否
- ⑦ 人事考課制度及び表彰・懲戒制度の適用の適否
- ⑧ 出向者の管理の適否

#### キ 組織機構

- ① 事業実態と部室課等の設置状況との整合性等
- ② 内部監査部署の体制及びその職務遂行の適否
- ③ 支所、出張所等出先機関の体制及びそれらに対する本所統制の適否
- ④ 職務権限の内容及び行使の適否
- ⑤ 事務受託又は委託契約の適否
- ⑥ 個人情報漏えい防止等のための体制整備の適否（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号））

#### ク 定款、諸規程等

- ① 定款の事務所備置き（電磁的記録による保存を含む。）の状況（法第 29 条の 2）
- ② 原本の整備及び保管状況の適否
- ③ 設定、変更及び廃止の手続の適否
- ④ 個々の業務規程等の目的及び機能の妥当性
- ⑤ 法令の準拠状況
- ⑥ 事業報告書等の監事への提出及び主たる事務所備置き（電磁的記録による保存を含む。）の状況（法第 36 条）
- ⑦ 役職員への周知徹底の適否

## （2）事業

合法性、合目的性及び合理性の観点から事業が適正に実施されているか検証する。

### ア 共通事項

- ① 事業運営方針、中長期計画及び毎事業年度事業計画の策定並びにその内容の妥当性
- ② 区域内の農協系統の総意事項の実現に係る進捗管理の妥当性
- ③ 事業計画の設定又は変更その他事業又は会計に関する重要事項に係る遵守状況及びその内容の妥当性
- ④ 会員である農業協同組合連合会、全国を区域とする農業協同組合連合会及び農林中央金庫との定例会議の開催等連携の妥当性

### イ 会員の組織に関する相談対応

- ① 会員の抱える問題及び問題点に対する相談についての対応状況の妥当性
- ② 合併、支所の再編等に係る相談についての対応状況の妥当性
- ③ コンプライアンス態勢の整備等会員の内部統制体制の構築に向けた相談についての対応状況の妥当性

### ウ 会員の事業に関する相談対応

- ① 中央会における営農事業等担当者の配置状況、同担当者の会員に対する相談体制及びその取組並びにその内容の適否
- ② 会員の営農指導員に対する実験、実習及び相互研究を中心とした実務研修会の開催並びに営農技術向上施策の実施とその内容の適否
- ③ 会員が行う生産者組織、農協青年部及び女性部等の育成に対する取組及びその内容の適否

- ④ 営農支援事業に関する行政機関及び関係機関との連携の妥当性
- ⑤ 会員が行う簿記の記帳、税務相談活動の実施等農家の経営改善のための取組及びその内容の適否

エ 会員の経営に関する相談対応

会員の経営に関する相談に対し、経営状況の的確な把握及びその対応の妥当性

オ イからエまでの事業に付随する教育及び情報の提供

- ① 経営管理者である会員の理事が行うべき執行体制の強化促進のための研修会等の開催及びその内容の適否
- ② 会員の監事の資質向上のための研修会等の開催及びその内容の適否
- ③ 教育研修会、基礎的講習会等会員の職員に対する教育活動等の開催及びその内容の適否
- ④ 農協青年部及び女性部を対象とした組合意識の高揚に資する研修会等の開催及びその内容の適否
- ⑤ 情報の提供に係る取組及びその内容の適否
- ⑥ 研修施設の運用方法等の妥当性

カ 会員の求めに応じた監査

- ① 会員に対する監査及びその内容の適否
- ② 内部監査体制等の確立に関する取組及びその内容の適否
- ③ 監査の実施に必要な農業協同組合監査士を置き、これを監査事業に従事させているか
- ④ 監査は、会員の求めに応じて行うものであり、監査の実施に当たっては、会員との間で明確な契約を締結しているか

キ 会員の意見を代表すること

ク 会員相互間の総合調整

ケ その他上記以外に中央会が行っている付帯事業

(3) 予算執行及び決算処理等

予算執行及び決算処理並びにその内容の適否並びに経理規程等の合理性及び遵守状況を検証する。

ア 一般的事項

- ① 会計における一般に公正妥当と認められる会計の慣行の遵守状況（農業協同組合

法施行規則（平成 17 年農林水産省令第 27 号）第 88 条）

- ② 支出負担行為責任者及び出納責任者の個別任命の遵守並びに選任の適否
- ③ 歳出の歳入財源見合い原則の遵守状況
- ④ 固定資産取得処分 of 理事会承認の有無及びその内容の適否
- ⑤ 固定資産取得のための借入金の有無及び償還計画等の履行の適否
- ⑥ 一時借入金 of 償還内容の適否（当該年度の歳入をもって償還しているか等）
- ⑦ 財産の譲渡及び貸付けの適否
- ⑧ 補助金の適正使用及び区分経理等の遵守の状況
- ⑨ 伝票及び帳簿の整理並びに経理規程等の遵守状況並びにその処理内容の適否
- ⑩ 外部出資先の適法性及び外部出資額の妥当性の適否

#### イ 予算

- ① 歳入及び歳出の予算に係る履行状況
- ② 毎会計年度予算の前会計年度末総会への提出の履行状況
- ③ 補正予算（追加又は修正）の総会提出の履行状況
- ④ 予算流用等に係る手続の適否

#### ウ 決算

- ① 事業報告の記載及び記録に係る明瞭性の確保状況（農業協同組合法施行規則第 136 条）
- ② 事業報告、収支決算書、貸借対照表、正味財産増減計算書、財務諸表の注記及び財産目録の監事への提出並びにその内容の適否
- ③ 毎会計年度の残余金の翌会計年度への歳入の繰入れの妥当性
- ④ 毎会計年度不足金の翌会計年度決算残余金による補填の妥当性
- ⑤ 引当金、特別積立金その他これに類するものの管理の妥当性の適否

#### エ 経費の賦課及び徴収の方法

- ① 経費の賦課及び徴収の方法の適法性（総会の決議を行っているか、決議事項を遵守しているか等）
- ② 賦課金の所要額及び配賦の算定基準の合理性
- ③ 未収賦課金の発生要因及びその処理の適否